

山梨県公報

第四十六号

令和元年

十月三十一日

木曜日

目次

告示

○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………三三九

○災害救助法の適用地域の告示……………三三九

○災害救助法第十三条の規定による山梨県知事の事務の一部委任……………三三九

○道路の供用開始……………三四〇

公告

○大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………三四〇

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………三四〇

○争議行為予告通知の受理……………三四一

○建設業法に基づく監督処分……………三四二

○公共測量の実施……………三四二

○開発行為に関する工事の完了について……………三四二

教育委員会

○山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………三四二

○山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則……………三四三

○山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示……………三四三

公安委員会

○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………三五〇

○高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の一部改正……………三五〇

正誤

○令和元年九月十二日付第三十五号中……………三五〇

告示

山梨県告示第百十八号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名

称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第百一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表中二十九の項を三十の項とし、二の項から二十八の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

二 山梨県職員(任期付研 究員) 選考採用試験	同右	同右	同右
----------------------------	----	----	----

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百十九号

令和元年台風第十九号による災害について、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村及び丹波山村の区域において災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助を行う。

令和元年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百二十号

令和元年台風第十九号による災害に関し、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村及び丹波山村の区域において災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助を行うに当たり、同法第十三条の規定に基づき、同法第四条第一項及び災害救助法施行令(昭和二十二年政令第百二十五号)第二条に規定する救助のうち、次の救助の実施に関する事務を当該市町村長へ委任する。

令和元年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 避難所の供与
 - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 四 被災者の救出
 - 五 被災した住宅の応急修理
 - 六 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 七 学用品の給与
 - 八 埋葬
 - 九 死体の搜索及び処理
- 十 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

山梨県告示第二百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和元年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延（メートル）長	供用開始の期日
一般国道	百三十九号	北都留郡小菅村字田元三九四 四番一地从先から 北都留郡小菅村字田元原三九 三四番地先まで	二一・九	令和元年十一月一日

公 告

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸	住所 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号
---	--------------------------

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 アクロスプラザ須玉
 - (二) 所在地 山梨県北杜市須玉町大豆生田字二ツ木千七十二番一外
- 2 変更しようとする事項

変更事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	変更前 数 三箇所 位置 届出の図面のとおり	変更後 数 二箇所 位置 届出の図面のとおり
---------------------------	------------------------------	------------------------------

3 変更する年月日 令和元年十月二十二日

届出年月日 令和元年十月二十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和二年三月二日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲斐市及び甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地（仮称）ピバモール甲斐甲府 山梨県甲斐市中下条字東河原二千番一外 山梨県甲府市荒川二丁目二番二外
- 二 届出の内容 新設

三 届出の公告日 令和元年六月十七日
意見の概要

1 経路の設定

2 交通安全対策の実施

3 混雑時における警備員等の配置

4 防災対策への協力

5 騒音防止への配慮

五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

六 縦覧期間 この公告の日から令和元年十二月二日まで

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長長新藤秀樹から次のとおり争議行為を行う旨令和元年十月十六日付けで通知があった。

令和元年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 事件 次の要求事項に関する件

1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員

2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対

3 長時間・二交替制勤務反対。夜勤交替制労働者の「一日八時間以内、週三十二時間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現

二 日時 令和元年十一月七日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。
三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千歳五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援センター

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション

すずかけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 共立介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 訪問看護ステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 ヘルパーステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 居宅介護支援事業所あらぐさ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ

笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂八代訪問看護ステーションたんぽぽ

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲斐市富竹新田四百一番地の一 訪問看護ステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の一 居宅介護支援事業所やすらぎ

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院デイサービスいきや

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院通所介護事業所ふれあい

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 まずは共立診療所デイサービスふるさと

と

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 居宅介護支援事業所さるはし

大月市猿橋町殿上四百二番地の一 共立デイサービスとのうえ

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ

甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターたから

南アルプス市桃園三百七十九番地 共立介護福祉センターももその

甲府市下飯田一丁目二番十八号 共立介護福祉センターいけだ

以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場

四 概要 三に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務

の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を

単独又は併用して行う。但し、救急患者及び重症患者のための保安要員については、

必要に応じて配置する。

●建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和元年十月二十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社アクアクラブト

2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町河内二百二十四番地二

3 代表者の氏名 浅川祐太郎

三 許可番号 山梨県知事許可（般一三〇）第七九〇六号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から水道施設工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公営法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和元年十一月一日から令和二年十月三十一日までの一年間

五 処分の原因となった事実 被処分者の元代表取締役が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）第八条及び刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第一項の規定に違反し、甲府地方裁判所において懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

●公共測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（一級水準測量）

二 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町

三 測量の期間 令和元年十一月一日から令和二年三月三十一日まで

●開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 斐崎市龍岡町下條南割字石宮六百七十三

の二、六百七十三の二、六百七十四の十、六百七十四の二十八、六百七十五の一

部、六百七十五の二、九百九十五の九十二、九百九十五の四百八十四及び九百九十五

の四百八十五並びに道の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十二番十一号

山梨化学工業株式会社 代表取締役 栗山宏樹

教育委員会

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月三十一日

山梨県教育委員会 教育長 市 川 満

第一条 山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

第一条 山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を

次のように改正する。

第四条、第七条、第九条第二項及び第十条中「総合的な学習の時間」を「総合的な

探究の時間」に改める。

第二条 山梨県立高等学校学則の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「受給権者（第三十九条）の下に「及び第三十九条の二」を加え、

同条第五項中「ある」を「できる」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二 第二十五条第五項に規定するもののほか、受給権者である生徒であ

つて教育委員会が定める定時制の課程又は通信制の課程に在学するものに対して

は、条例の定めるところにより授業料を減免することができる。

別表第一山梨県立市川高等学校の項の次に次のように加える。

山梨県立 青洲高等学校	山梨県西八代郡 市川三郷町市川 大門一、七三三 番地の二	全日制 (単位 制)	本科 三年	普通科、機械工 学科、土木工学 科、ビジネス探 究科、ビジネス 情報科
----------------	---------------------------------------	------------------	----------	---

第三条 山梨県立高等学校学則の一部を次のように改正する。

別表第一山梨県立増穂商業高等学校の項中「南巨摩郡富士川町最勝寺一、三七二番地」を「西八代郡市川三郷町市川大門一、七三三番地の二」に改め、同表山梨県立峡南高等学校の項中「南巨摩郡身延町三沢二、四一七番地」を「西八代郡市川三郷町市川大門一、七三三番地の二」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和二年四月一日から、第三条の規定は令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山梨県立高等学校学則第四条、第七条、第九条第二項及び第十条の規定は、平成三十一年四月一日以降に入学した生徒について適用し、同日前から引き続き在学する生徒については、なお従前の例による。

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月三十一日

山梨県教育委員会
教育長 市 川 満

第一条 山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

第一条 山梨県立特別支援学校学則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

第二条 山梨県立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

別表山梨県立やまびこ支援学校の項中「富浜町宮谷一、四九七番地」を「猿橋町桂台三丁目三十一番地一」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山梨県立特別支援学校学則第八条の規定は、平成三十一年四月一日以降に入学した生徒について適用し、同日前から引き続き在学する生徒については、なお従前の例による。

山梨県教育委員会告示第三号

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十月三十一日

山梨県教育委員会
教育長 市 川 満

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程(昭和六十年山梨県教育委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

五 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第五条第一項に規定する受給権者(次条第一項第三号において「受給権者」という。)である生徒であつて定時制の課程又は通信制の課程に在学するものが次のいずれかに該当するとき。

イ 減免を受けようとする年度(ロ及び次条第一項第三号において「当該年度」という。)に履修を開始する科目の単位数の合計が三十を超えるとき。

ロ 当該年度の前年度までに履修を開始した科目の単位数及び当該年度に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超えるとき。

第三条の見出し中「期間」の下に「及び単位数」を加え、同条第一項第一号中「前条第一号から第三号に掲げるとき。」を「前条第一項第一号から第三号に掲げるとき」に改め、同項第二号中「前条第四号に掲げるとき。」を「前条第一項第四号に掲げるとき」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前条第一項第五号に掲げるとき 受給権者である期間(当該年度に限る。)

2 前条第一項第五号に掲げる場合の授業料減免の単位数は、同号イ又はロに規定する単位を超える部分の単位数とする。ただし、山梨県公立高等学校学び直し支援金支給

要領の規定により支給する学び直し支援金（この項において「学び直し支援金」という。）を受給することができるときは、減免する単位数から学び直し支援金が支給される単位数を控除する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 第二条第一項第一号から第三号に掲げるとき 減免申請書（第一号様式）、実情調査書（第二号様式）及びその他必要書類

第四条第一項第二号を次のように改める。

二 第二条第一項第四号に掲げるとき 授業料減免申請書（第三号様式の二）

第四条第一項に次の一号を加える。

三 第二条第一項第五号に掲げるとき 授業料減免申請書（第三号様式の三）

第四条第二項中「第四号様式の二」の下に「その他の書類」を加える。

第三号様式の二の次に次の一様式を加える。

第3号様式の3 (第4条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会殿

高等学校 課程 科第 学年(年次)
生徒住所
氏 名 ㊟
保護者住所
氏 名 ㊟

授業料減免申請書

次の理由により授業料の減免を受けたいので、申請します。

理 由	
減免を申請する期間	年 月から 年 月まで

第五号様式を次のように改める。

第5号様式 (第5条関係)

第 号

高等学校 課程 科第 学年(年次)

氏 名

保護者住所

氏 名

減免 決 定 通知書
却 下

年 月 日付けで申請のあった 料の減免については、下記のとおり 決定
したので通知します。 却下

年 月 日

山梨県教育委員会

記

- 1 決 定 事 項 免除する 却下する
- 2 減免決定期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 減免決定単位数 単位分 (第3号様式の3により申請があった場合のみ)
- 4 却下の理由

第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第7条関係）

号

高等学校 課程 科第 学年(年次)

氏 名

保護者住所

氏 名

授業料減免取消通知書

年 月 日付け教高第 号により決定した授業料の減免については、下記
のとおり減免を取り消したので通知する。

年 月 日

山梨県教育委員会

記

1 減免取消し理由

2 減免取消し時期 年 月分から

3 減免取消し単位数 単位分（第3号様式の3により申請があった場合のみ）

附則
この告示は、令和二年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表三の項中「山梨県南巨摩郡南部町大字福土字真篠九四九番三先」を「山梨県南巨摩郡南部町中野字根岸三、七六五番先」に改める。

附則

この規則は、令和元年十一月二日から施行する。

山梨県公安委員会告示第七十二号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和元年十月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

別表第四の八及び一一の項を次のように改める。

八	中部横断自動車道	南アルプス市野牛島七番地先から甲斐市下今井一、九〇八番地先双葉ジャンクション付近までの両側	二、二〇メートル	自動車	終日	高速	令和元年一月三十一日
一一	中部横断自動車道	西八代郡市川三郷町岩間一、一五二	七、七〇メートル	自動車	終日	高速	令和元年一月三十一日

番地先六郷イン	トール	告示第七二
タチエン郡		
近から南巨摩郡		
富士川町青柳町		
三、一七三番地一		
先富士川本線料金		
所までの両側		

別表第四の一九の項の次に次のように加える。

二〇	中部横断自動車道	南アルプス市在家一、四〇〇番地先白根インタースタ	四、〇〇メートル	自動車	終日	高速	令和元年一月三十一日
二一	中部横断自動車道	南アルプス市沢登四、五五番地先南	一、〇〇メートル	自動車	終日	高速	令和元年一月三十一日
二二	中部横断自動車道	西八代郡市川三郷町宮原四〇番地三	一、七〇メートル	自動車	終日	高速	令和元年一月三十一日

正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和元年九月十二日（第三十五号）公布山梨県告示第八十六号（保安林の指定の予定）

二五三

下

九 終わりに

「次のとおり」

「次の図」及び「次のとおり」

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番